

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付バスの利用方法の掲載及び周知	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ付バスとスロープがないバスの写真をホームページに掲載し、利用方法の周知を図る。 ・スロープ付バスのバス停時刻表示例を、ホームページに記載する。また、スロープ表示がないバスを利用する際は、前日までに営業所へ連絡することでスロープ付バスに変更可能な旨を掲載し、周知を図る。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付バス運行時刻の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停及びウェブサイトの時刻表において、スロープ付のノンステップバス又はワンステップバスであるかどうか、通過予定時刻の横に表示して情報提供を図る。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転者の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方を講師に招き、「障害のある方のバス利用時の問題点や対応等」についての研修を実施する。 ・次の内容に係る研修等を実施するよう検討を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ①国土交通省が定める交通事業者向けの「接遇研修モデルプログラム」に準じた研修 ②障害者や高齢者の立場を理解させるため、疑似体験等

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・電話、メール及びバスモニターから寄せられる意見・要望について、局内で共有するとともに、その改善に活用する。 ・障害者団体等との意見交換会を定期的に行い、改善に活用する。 ・利用者の多いバス停から順に、上屋とベンチの増設を図る。 ・点字ブロックの無いバス停に点字ブロックを設置できるよう、また、バスが停車し易く、乗客が乗降し易いバス停となるように、バス停付近の環境等の整備について関係機関に働きかける。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。